

平成22年

第1回市議会定例会 議案第49号

函館市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について
函館市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成22年2月26日提出

函館市長 西尾正範

函館市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例
函館市勤労者総合福祉センター条例（平成15年函館市条例第28号）
の一部を次のように改正する。

別表第3中

司会者用演台	1台	200円		を
司会者用演台	1台	200円		に
ワイヤレスアン プシステム	1台	1,000円	ワイヤレスチューナ ー, アンプ, スピー カー	

改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

備付物件として設置するワイヤレスアンプシステムを使用する者から
使用料を徴収することとするため